

残暑の厳しい日が続いておりましたが、漸く秋の到来を感じずる季節となりました。

本日、令和3年第3回山形村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまには、ご多用の中、ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、未だ感染拡大を続けております新型コロナウイルス感染症であります。現在第5波のデルタ株の猛威に対抗するため、県では8月12日から9月2日まで、新型コロナ「デルタ株」と闘う県民共同宣言を県関係18団体と共に発令し、感染防止対策に努めておりました。

この感染力が強いデルタ株と闘うため、8月20日には、全県の感染警戒レベルを5に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出し、医療関係者や市町村等と協力のもと、療養・検査体制の強化とワクチン接種の加速化を進めております。

8月中旬から、県内の重症者数も連日過去最多を更新し、ここ数日は、確保病床使用率が50%を超えるなど極めて深刻な状況が続いております。

県内の新規陽性者数は、ここ数日、やや減少傾向ではありますが、県では、感染拡大を徹底的に食い止める観点から、9月2日までの全県の「特別警報Ⅱ」を9月12日まで延長し、「命と暮らしを救う集中対策期間」として感染防止対策を強化しております。

当村のワクチン接種の状況につきましては、接種対象者へ、順次接種券の発送を行い、8月末現在で全対象者への発送が終了しております。

現在、村内の接種対象者の約半数が接種を完了し、希望者全員の接種が11月には完了できる様、担当課職員・医療関係者を中心に、土日と水曜日の週3回、いちいの里において、ワクチンの接種を行っております。

次に、7月の梅雨明けから多発しております水害について申し上げます。7月21日の午後4時過ぎ、鉢盛中学周辺から朝日村・塩尻市の一部の地域において激しい雨と共に1センチ程の降雹がありました。収穫期のスイカや成長期の白ネギなどの農作物に約800万円の被害が発生いたしました。

8月1日には、午後4時半ころ竹田地区を中心に集中豪雨が発生し、激しい雨と共に風速22メートルの強風による果実の落下やネギなどの倒伏があり、農作物で約80万円の被害が発生しております。

8月11日から21日頃にかけては、日本列島周辺に停滞した前線の影響で、西日本から東日本の広い範囲で大雨となり、九州地方や中国地方で多大の被害が発生しました。

県内では8月13日から15日に、前線停滞の大雨により中南信を中心に土砂災害が発生しました。予測の困難な土石流により犠牲になられた家族の皆様のご冥福と被災された地域の皆様の一日も早い復興を祈念申し上げます。

当山形村においては、3日間の降水時間54時間、総降水量262ミリで、14日の午後1時過ぎに、土砂災害警戒レベル3相当、午後8時過ぎには、レベル4相当が発令されました。村が開設しましたトレーニングセンター体育館の避難所では、午後5時の開設から4世帯14名の方が避難され、翌日の正午までには全員の方が、無事自宅へ戻られております。

道路河川などの被害の状況であります。土木関係では、四谷地区の山際の村道への倒木、新田原・なろう原の山際の沢や水路の溢水による林道や村道の侵食がありました。清水高原の簡易水道では、取水口への土砂流入により一時給水停止となりましたが、土砂の搬出を行い数時間後には復旧しております。

又、四谷穴観音下の土砂崩落、林道堂カ入り線の路肩の崩落、穴観音の南のため池の溢水による畦畔の崩壊などの被害が発生しております。

又農作物では、長芋の畝の冠水やスイカの圃場では水分過多による裂果など約2,700万円の被害が発生しております。

被災個所につきましては、応急の対応を含め早急に進めて参ります。

次に第2回定例会以降の村政の2つの事項について報告いたします。

一つは、各区の区長さんをはじめ役員の皆さんにお願いし、取りまとめていただいております地域づくり実施計画の見直しを行い、当分の間は各区からの要望の取りまとめは行わないことにいたしました。

現在の地域づくり実施計画は、昭和50年代の後半から国の新農業構造改善事業の事業採択の為に作成した村づくり計画が原点であります。

戦後の山形村が農村として大きく飛躍する基盤となる中信平国営事業により昭和40年代から進められた梓川からの農業用水が安定的に供給されることになりました。

この間、第1次・第2次農業構造改善事業などにより農地の土地基盤整備また農業者トレーニングセンター・各地区のミニ集落センターの整備などを進めて参りました。

農村の生活環境の改善や暮らし安い村づくりを目指し、農政関係の多くの大型事業を取り入れ、地域の集会所や農業機械の共同利用センターの設置など、農業の近代化も進み、今では、特産の長芋をはじめスイカやネギなどの多くの農産物を産出する県内屈指の農業地帯に発展を遂げております。

現在の地域づくり実施計画として取りまとめられている要望は、道路や河川などの維持補修が大半を占めている状況であります。

各区からの要望事項は、約200件でありましたが、この内、国県や他の組織の管理に関わるものについては、それぞれの機関へ要望などの手配をいたしました。

現在、未実施の村に関わる要望95件について、7月上旬に現地調査を行い、その内26件については令和4年度末までに実施し、69件については、現状では村の事業としては実施しないと判断をし、過日の区長会においてそれぞれ詳細に報告を致しました。

今後は、維持補修については、直接担当課に連絡をいただき、スピード間をもって対応に努めることにいたしました。

又、区や村に関わる公益性の高い事業等につきましては、その都度ご相談を頂き、それぞれ迅速に対応したいと考えております。

二つ目は、新生活運動の事業の一環として行っていた葬儀のお知らせについてでございます。このお知らせの目的は、亡くなられた方や葬儀の日程をお知らせすることよりも、新生活運動の本来の目的であります過度な金銭の負担や古い慣習習慣などを改善する為の呼びかけとして行って来たものであります。山形村も混住化が進み、村民の皆さんの価値観も多様化している中で、現状では、その役割を終わったものと判断し、葬儀のお知らせは、この8月をもって終了することにいたしました。

次に 工事の発注状況については、お手元に配布させていただきました工事の発注状況をご覧いただき、報告に代えさせていただきます。

本定例会に上程いたします案件は、教育委員の任命・固定資産評価審査委員の選任、人権擁護委員の推薦に係る人事案件が4件、令和2年度の山形村一般会計など7会計の決算認定と水道事業の剰余金の処分について1件、条例の一部改正が3件、令和3年度の補正予算4件を上程いたしました。

ご審議を賜ります様お願いを申し上げます、開会に当たり挨拶とさせていただきます。